



# 長野県報

12月4日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2630号

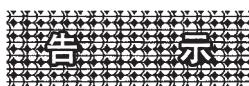
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課) .....	1
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) .....	2
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	2
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課) .....	3
公共測量の実施(2件)(建設政策課) .....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	4

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課) .....	4
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課サービス産業振興室) .....	4
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局) .....	5



### 長野県告示第657号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 起業者の名称

長野市

#### 2 事業の種類

(仮称)長野市営大豆島体育館建設事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

長野県長野市大字大豆島字宮河原地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

(仮称)長野市営大豆島体育館建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である長野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20

条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

##### ア 本件事業の施行により得られる利益

長野市では、「長野市教育振興基本計画」において「身近な体育施設を地域のスポーツ拠点として満足が得られる場として、市民生活に文化芸術とスポーツが息づく環境」を目指すとし、また、「長野市スポーツ推進計画」において「市民だれもがスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実するとともに、健康的な生活習慣の形成と体力の向上を図ります。」と定め、スポーツ文化の推進を図っている。

本件事業の起業地である大豆島地区は、幹線道路の整備に伴い宅地化が進む等、近年急速に発展を遂げ、平成26年4月1日の人口は12,477人となっている。

大豆島地区に設置されていた旧大豆島公民館体育館は、旧大豆島公民館に附帯する「公民館体育館」であり、大豆島地区住民が身近にスポーツ活動を行える施設として、年間を通じて子どもから高齢者まで幅広い世代が利用し、大豆島地区における地域住民の健康増進、世代間交流の場として多くの市民に親しまれてきた施設であったが、昭和55年2月の設置から33年経過し、現在の耐震基準を満たしていないことに加え、大豆島地区の人口増加に伴う狭隘化などにより、現在の社会状況に応じた市民サービスの提供が難しいなどの問題を抱えるようになったことから、大豆島地区の公共施設等の総合的な整備計画である「大豆島地区のまちづくりにつながる事業」に沿って、旧大豆島公民館は、新たに建設される長野市大豆島総合市民センター(平成25年4月開設)へ機能を移行することとされ、旧大豆島公民館の附帯施設である旧大豆島公民館体育館は、新たに建設される「社会体育館」へ機

能を移行することになり、平成25年度に旧大豆島公民館とともに廃止され、及び解体された。

本件事業は、廃止され、及び解体された旧大豆島公民館体育館の後継施設となる「社会体育館」を整備するものである。

本件事業の施行により、主に大豆島地区住民を対象として、「長野市スポーツ推進計画」に定められた「市民だれもがスポーツ・レクリエーションに親しむ機会」を引き続き提供することが可能となる。また、完成施設は他地域の住民もインターネットによる予約システムにより利用できることを前提としており、広域的な利用を通じて利用者同士の交流や地域の活性化が図られ、市民全体のスポーツ活動を通じた健康的な増進、福祉の充実、生涯学習の普及及び世代間交流の促進が期待される。

#### イ 本件事業の施行による影響

起業地は住宅地と隣接しておらず、騒音による問題は軽微であることから、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、地域住民の利便性などの社会的、技術的及び経済的観点から選定された2つの候補地について総合的に検討した結果、本件事業の起業地が適切であると認められる。

#### エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

##### ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、本件事業は、平成25年度に廃止・解体された旧大豆島公民館体育館の後継施設となる「社会体育館」を整備するものであり、現在、これまで旧大豆島公民館体育館を利用していた団体や個人は、近隣にある既存の社会体育館を利用しているが、周辺地域も人口が集中しているため、施設利用の予約を取りづらいなど、大豆島地区以外の住民のスポーツ活動にも支障が生じていることから、早期に施行されるべき事業と認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

##### ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長野市役所教育委員会体育課

地域振興課

#### 長野県告示第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部守一

##### 1 施行者の名称

駒ヶ根市

##### 2 都市計画事業の種類及び名称

駒ヶ根都市計画下水道事業 駒ヶ根市公共下水道

##### 3 事業施行期間

平成元年10月12日から

平成33年3月31日まで

##### 4 事業地

###### (1) 収用の部分

変更なし

###### (2) 使用の部分

平成元年長野県告示第702号、平成2年長野県告示第861号、平成4年長野県告示第835号、平成10年長野県告示第230号、平成15年長野県告示第454号及び平成21年長野県告示第51号の事業地で赤穂及び下平地内において事業地を変更する。

生活排水課

#### 長野県告示第659号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部守一

##### 1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字湖南字程沢7667の1、7667の2（次の図に示す部分に限る。）、7668の1、7668の2、7669から7683まで、7684の1から7684の3まで、7684の1、7685、7686の1、7686の1、7688の1、7688の2、7689の1、7689の2（次の図に示す部分に限る。）、7692、7699、字程沢火燈山日影林8295の1から8295の4まで、8295の11、8295の12、8295の18

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

**長野県告示第660号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊那市伊那7055の6、7055の106、7055の110から7055の113まで、7055の114から7055の117まで(以上4筆国有林)、西箕輪3822の3、3822の15から3822の28まで、3822の48、3822の49、3823の14、6467の1

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養  
かんよう

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西箕輪3822の49(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 森林づくり推進課

**長野県告示第661号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡麻績村麻字岩竜山8143のイ、8152、8153、8154の1、8154の2(国有林)、字吉原8140の2、日字込山2416のロ、2417の1から2417の3まで、字山崎2573の1、2573の3、字いて入り2679、2680のイ、2680のロ、字山口2690のイ、2690のロ、字入口7067の1から7067の5まで、字小滝7103の1から7103の3まで、7104の1から7104の3まで、7105の1から7105の4まで、字永嵐7206の1から7206の3まで、7207

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩竜山8153、8154の1、8154の2(国有林)、字吉原8140の2、字小滝7103の2、7103の3、7104の2・7104の3・7105の3(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字永嵐7206の2、7207(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 森林づくり推進課

**長野県告示第662号**

上田市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量(基準点測量)

## 2 作業期間

平成26年11月17日から平成27年3月6日まで

## 3 作業地域

上田市

## 建設政策課

**長野県告示第663号**

千曲市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量(修正測量 地図情報レベル2500)

## 2 作業期間

平成26年10月1日から平成27年1月30日まで

## 3 作業地域

千曲市

## 建設政策課

**長野県上田建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月4日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東部望月線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
東御市下之城字十郎284番の2地先から 東御市下之城字京免1514番の9地先まで	旧	5.2~37.3 m	1.2737 km
		11.0~37.3	1.3307
同上	新	11.0~24.0	1.3307

道路管理課

**長野県飯田建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月4日

長野県飯田建設事務所長 山岸勸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上村262番の1地先から 飯田市上村390番の3地先まで	旧	3.6~21.8 m	0.8144 km
		9.7~51.8	1.1179
同上	新	9.7~51.8	1.1179

道路管理課

**長野県安曇野建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

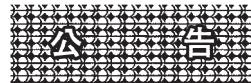
その関係図面は、告示の日から平成26年12月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年12月4日

長野県安曇野建設事務所長 下里巖

- 1 路線名 梓橋田沢停車場線
- 2 供用を開始する区間  
安曇野市豊科469番の9地先から  
安曇野市豊科500番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年12月5日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成26年11月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人美しい村小川・絆のネットワーク
- 3 代表者の氏名  
村越光憲
- 4 主たる事務所の所在地  
上水内郡小川村大字小根山7581番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、小川村に暮らす人々及び小川村に関心を寄せる人々に対して、村の自然資源や文化・伝統の発掘と継続、新たな産業の育成、都市一山村交流に関する事業を行い、小川村のむらづくりと発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年12月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルヤ飯山店  
飯山市飯山都市計画事業 新幹線飯山駅周辺土地区画整理事業4街区1・2画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所